

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年11月26日

高槻市長 濱田 剛史

制限付一般競争入札要綱

1 契約名称	窓口用封筒の広告事業業務委託		
2 履行場所	高槻市の承認のもと受託者が指定する場所		
3 業務概要	行政情報及び協賛企業の広告を掲載した封筒をその広告掲載費により制作し、市に対して無償提供するとともに広告料を支払う業務一式		
4 履行期間	契約締結日から令和11年5月31日まで		
5 入札参加資格	(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2)過去3年に官公庁における窓口用封筒の広告事業業務の受注実績があること。		
6 入札参加申請必要書類	①制限付一般競争入札参加申請書(様式第1号) ②実績調書(様式第2号)		
7 申請書、仕様書等の取得方法	市ホームページよりダウンロードすること。(市ホームページ>事業者向け>入札・契約>入札・契約>契約検査課実施分以外の入札等>発注案件情報(市民生活環境部)>窓口用封筒の広告事業業務委託に関する制限付一般競争入札について)		
8 入札参加資格申請書の提出	(1)提出方法	上記「6 入札参加申請必要書類」を市ホームページからダウンロード、作成の上、市民課へ持参又は書留(簡易書留含む)による郵送により提出。	
	(2)提出場所	高槻市桃園町2番1号 市民生活環境部市民課	
	(3)提出期間 (土・日・祝日は除く)	令和7年12月2日 午後1時から 令和7年12月11日 午後4時まで	
9 入札参加資格の審査	入札参加資格申請書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和7年12月15日までにメールにて通知する。また、入札参加資格を認めないものには理由を付して書面にて通知する。		
10 予定価格	非公開		
11 最低制限価格	未設定		
12 質疑受付	(1)受付方法	必要	①市ホームページ掲載の質問票(様式第3号)でのみ受け付け、電話等口頭による質疑は不可 ②提出方法は持参、FAX及び高槻市簡易電子申込サービス
	(2)受付期間		令和7年11月26日午後1時から令和7年12月2日午後4時まで
	(3)回答日時		令和7年12月5日 午後1時から 市ホームページで公表
13 入札成立の条件	入札開始時刻到来時に入札参加者数が2者以上の場合、入札成立とする。		
14 支払条件	前金払:無 部分払:無		
15 保証金	(1)入札保証金	必要	(契約金額(年額)の3パーセント以上) ただし、高槻市財務規則第99条に該当する場合は免除とする。
	(2)契約保証金	必要	(契約金額(年額)の5パーセント以上) ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は免除とする。

16 入札日時等	(1)入札日時 令和7年12月18日 午前10時30分 (2)入札場所 高槻市役所本館4階 入札室 (3)開札 入札終了後直ちに入札の場所において行う。
17 入札時の注意事項	(1)課税業者であるか免税業者であるかに関わらず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2)入札日には、契約の際に使用する印鑑を持参すること。なお、代理人による入札の場合には委任状(様式第4号)及び代理人の印鑑を持参すること。 (3)委任状の代表者欄に押印する印鑑は契約の際に使用する印鑑を使用すること。
18 落札者の決定方法	(1)開札の結果、有効な入札のうち、予定価格以上であり、かつ最高金額を入札した者(最高入札者)を落札者とする。 (2)最高入札者が複数の場合、抽選して落札者を決定する。
19 契約書	本市の定める様式により作成を要する。
20 無効の入札	(1)本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに競争入札心得に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。 (2)予定価格を下回る入札。 (3)委任状の提出がない代理人による入札。 (4)入札参加時点までに高槻市が定める指名停止基準に該当することとなった場合、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。 (5)入札金額、入札者の氏名、その他入札書の主要部分に不備がある入札または判読できない入札 (6)その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
21 その他	(1)入札執行日に欠席又は遅刻した場合は棄権したものとみなす。 (2)本要綱に係る申請及び入札参加資格申請書の提出に係る費用は入札参加者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。

※上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

問合せ先 高槻市桃園町2番1号
高槻市 市民生活環境部 市民課
電話 072-674-7052
FAX 072-661-6666
高槻市ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>